

九大国国第3号
令和4年5月2日

各部署長
各部署事務（部）長 殿
事務局各課長
監査室長

国際部長
都 築 智 公印省略

「新型コロナウイルス感染症に関する検討事項及び対応方針（感染拡大期）」の
「検討事項5-1. 海外への渡航許可」の改正について（通知）

標記の件について、本学における海外への新規渡航の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する検討事項及び対応方針（感染拡大期）（令和3年2月18日九州大学新型コロナウイルス危機対策本部WG）」の検討事項5-1で定めているところですが、この度、別紙のとおり検討事項5-1を改正することとなりましたのでお知らせします。

つきましては、本通知日以降は、改正後の対応方針に基づきご対応くださいますようお願いいたします。

担当：国際部国際企画課 蔵本 内線：90-2213 E-mail：intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp
--

5. 渡航・渡日に関する対応事項

○5-1. 海外への渡航の許可

担当部署：国際部国際企画課、学務部学務企画課

対応方針：

本学構成員(教職員及び学生)による海外渡航の可否については、感染症危険レベルに基づき、以下のとおりとする。

(1) 大学用務・留学等による海外渡航(出張)

- ① 渡航先の感染症危険レベルが「レベル4」の場合、渡航不可とする。
- ② 渡航先の感染症危険レベルが「レベル3」の場合、原則渡航不可とする。
ただし、特別な事情がある場合は、所属長の申請※1により、新型コロナウイルス危機対策本部が渡航の可否を判断する。
- ③ 渡航先の感染症危険レベルが「レベル2」以下の場合、所属長が渡航の可否を判断し許可することができる。この場合は、新型コロナウイルス危機対策本部に報告※2する。

(2) 大学用務・留学等以外の海外渡航(私事渡航)

渡航先の感染症危険レベルによらず、所属長が渡航の可否を判断し許可することができる。この場合は、新型コロナウイルス危機対策本部に報告※3する。

※1：申請書類及び提出先は以下のとおり。

- (1) 教職員等(派遣職員等、本学に通勤する者を含む。)について

【申請書類】

渡航理由書(渡航先、渡航日程のほか、原則渡航不可にもかかわらず、どうしても大学用務として当該地域へ渡航しなければならない理由や渡航時期を変更できない理由等について、詳細に記載ください。併せて、ワクチン接種の有無を記載してください。)

【提出先】

国際部国際企画課 intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

- (2) 学生等(研究生等、本学に通学する者を含む。以下同様。)について

令和4年4月28日付九大留海第4号「学生等が海外へ渡航する場合の取扱いについて(通知)」を参照すること。

※2：感染症危険レベル2以下における海外渡航の場合の報告書類及び提出先は以下のとおり。

- (1) 教職員等(派遣職員等、本学に通勤する者を含む。)について

【報告書類】

海外渡航届等の写し(所属長が許可したことがわかる資料)

【提出先】

国際部国際企画課 intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

(2) 学生等(研究生等、本学に通学する者を含む。以下同様。)について

令和4年4月28日付九大留海第4号「学生等が海外へ渡航する場合の取扱いについて(通知)」を参照すること。

※3: 報告書類及び提出先は以下のとおり。

【報告書類】

海外渡航届等の写し(所属長が許可したことがわかる資料)

【提出先】

教職員等: 国際部国際企画課 intlkhosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

学 生 等: 学務部学務企画課 gaphosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

※4: 海外渡航の可否の判断にあたっては、感染症危険レベルのみならず、その国・地域の治安情勢等に基づく危険情報のレベル及びその内容についても併せて確認することとする。

(参考)

【感染症危険レベル】 https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。

レベル1: 十分注意してください。

【海外渡航者の注意事項】

- ① 海外への渡航にあたっては、感染症危険レベルにかかわらず、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国後の行動制限を行っている国・地域があるので、下記の外務省ホームページを確認すること。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

- ② 既往症(持病等)がある場合は、必ず事前に渡航の可否や渡航中の注意事項について主治医に相談し、主治医の診断および判断に従うこと。

各学部・学府長 殿

国際部長
都 築 智
学務部長
後 藤 成 雅

学生等が海外へ渡航する場合の取扱いについて（通知）

標記について、現在、大学用務等による学生等（学生には研究生等、本学に通学する者を含む。以下同様）の渡航は不可ですが、当該学生の所属長が所定の要件を満たしていることを確認の上、新型コロナウイルス危機対策本部会議（以下「コロナ対策会議」という。）に渡航希望申請を行い、同会議にて許可された場合に限り、例外的に渡航を認める特例措置を設けているところです。

新型コロナウイルス感染症に対しては依然として十分な警戒が必要な状況ではありますが、一方で、ワクチン接種済の者も増加し、諸外国においては入国制限を緩和する国も増え、日本においても水際措置の緩和が段階的に進められています。さらに、令和 4 年 4 月 1 日には、外務省が感染症危険情報レベル 3 の国・地域の多くを同レベル 2 に引き下げました。

これらの状況を踏まえ、コロナ対策会議において現行の特例措置の見直しが審議され、下記のとおり一部変更することとなりましたのでお知らせします。

なお、本通知発出に伴い、令和 3 年 6 月 2 1 日付九大留海第 1 4 号「学生等が海外へ渡航する場合の取扱いについて（通知）」令和 3 年 6 月 2 3 日付九大留海第 1 5 号「学生等の特例的な渡航に係る許可申請手続き等について（通知）」は廃止します。

おって、本見直し後の渡航に係る手続き等については、別途通知予定であることを申し添えます。

記

- 1 感染症危険情報レベル 2 の国・地域への渡航可否の判断は学生の所属部局長が行い、コロナ対策会議に報告すること（審議から報告に変更するもの）。
- 2 特例措置の対象となる渡航目的は、以下のいずれかに該当する場合とする。
 - ①大学間・部局間学生交流協定等を締結し、それに基づき、諸外国等の機関等へ派遣される留学であること。
 - ②学位取得に関わる等、修学上必要であること。

【本件担当】

（留学に係る渡航に関すること）

国際部留学課海外留学係 齊藤・島 内線90-2269

E-mail : ryugaku@jimu.kyushu-u.ac.jp

（留学以外の渡航に関すること）

学務部学務企画課総務係 工藤

内線 : 90-5925

E-mail : gagsomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

学生等について特例的な渡航希望申請をする場合の確認事項

1. 渡航することについて学生等から強い要望があり、本人及び保証人に、レベル2（不要不急の渡航取り止め）やレベル3（渡航中止勧告）の国・地域への渡航であることをあらかじめ周知し、渡航によって生じるリスクを十分に理解させた上で、渡航することについて本人及び保証人の同意が得られていること。
2. 特例措置の対象となる渡航目的は、以下のいずれかに該当する場合とする。
 - ①大学間・部局間学生交流協定等を締結し、それに基づき、諸外国等の機関等へ派遣される留学であること。
 - ②学位取得に関わる等、修学上必要であること。
3. 派遣先の大学等において日本からの学生受入れを許可しており、渡航先の入国条件・派遣先の受入条件（自主隔離場所の確保等）をクリアし、査証が取得できる予定であること。
4. 渡航先の国・地域及び派遣先の大学等における次の項目を把握しており、学生の安全確保のために万全を期していること。
 - ・渡航先の国・地域における感染状況及び感染防止措置
 - ・渡航先の地域における医療体制
 - ・渡航先の国・地域において必要な生活物資が確保できること
 - ・派遣先の大学等の受け入れ態勢、サポート体制
 - ・感染（疑い含む。）した場合や濃厚接触者に指定された場合に学生が取るべき行動
 - ・緊急時の本学及び保証人等への連絡体制
 - ・保険加入の徹底（危機管理サービス、海外留学保険の補償範囲）
5. 渡航先から日本への帰国時に、コロナ感染した際の隔離場所や帰国便の確保、日本の水際対策に対応できる予定であること。
6. 渡航後において外務省の感染症危険レベル又は危険情報レベルの変更等に伴い、帰国勧告が発出された場合には本学の指示に従うことについて本人が同意していること。

※渡航希望申請の確認事項ではないが留意すべき事項





- 大学としては、ワクチン接種3回を完了しており、日本を出発する日までに十分な免疫が確認される期間を経ていることを強く推奨するものであること。
- 体調不良等の有事の際に、学生が自身で対応できる語学力を有しているなど、渡航先で自立した行動をとることができること。
- 留学について、渡航後、派遣先大学等における受講開始が学期途中になる場合は、受講できる期間が教育の質を担保するに足りうるものであるかどうかについても考慮すること。

参考：感染症情報危険レベル（2022. 4. 1現在）

[海外安全ホームページ: 海外安全情報 地図からの選択 \(mofa.go.jp\)](https://mofa.go.jp/overseas/safety/)

Reference: Infectious Disease Information Danger Level (as of April 1, 2022)

[Overseas Safety Web Site: Overseas Safety Information Select from Map \(mofa.go.jp\)](https://mofa.go.jp/overseas/safety/)

-  「レベル1：十分注意してください。」
-  「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」
-  「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」
-  「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」

